人事・労務に役立つ

しくみ作り Letter

9
2016

発行：**株式会社しくみ作りプロデュース**
〒231-0062　神奈川県横浜市中区桜木町 2-2　港陽ビル 4 階
TEL 045-550-3629　FAX 045-514-7560　e-mail info@shikumi-pro.jp

発行日:2016 年 8 月 20 日

トピックス　平成 28 年度の地域別最低賃金額改定の目安を公表

本年 7 月 28 日に開催された第 46 回中央最低賃金審議会において、平成 28 年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申が取りまとめられ、公表されました。

＜地域別最低賃金額改定に係る目安制度の概要＞

中央最低賃金審議会は、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示しています。この目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すものであって、これを拘束するものでないこととされています。

なお、地域別最低賃金額は、平成 14 年度以降、時間額のみで示すこととなっています。

平成 28 年度の地域別最低賃金額改定の目安

都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をA～Dの4ランクに分けて、引上げ額の目安が提示されました。

ランク	都 道 府 県	引上げ額
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	25 円（19 円）
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	24 円（18 円）
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	22 円（16 円）
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	21 円（16 円）

※カッコ内は昨年度の引上げ額

今年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は 24 円（昨年度は 18 円）であり、目安どおりに最低賃金が決定されれば、最低賃金が時給で決まるようになった平成 14 年度以降で最高額となる引上げになります。

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上答申を行い、各都道府県労働局長によって地域別最低賃金額が決定されることになります。

☆　政府は、「一億総活躍プラン」の中で最低賃金を毎年３％程度引き上げて、全国の平均で 1,000 円とする目標を掲げています。（平成 35 年度ごろに 1,000 円に達する見込み）

トピックス	雇用保険の雇用継続給付に係る支給限度額などを変更

平成28年８月１日から、雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額、育児休業給付・介護休業給付の計算に用いる休業開始時の賃金日額の上限等が変更されました。併せて、介護休業給付については、給付率の引上げなども行われました。（平成28年８月１日以降に介護休業を開始した方が対象）

これを機に、各給付の支給額の計算の仕組みを再確認しておきましょう。

高年齢雇用継続給付の支給限度額の改定

平成28年７月31日まで（改定前）：341,015円

平成28年８月１日から（改定後）：**339,560円**

ポイント　**高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金）の支給額が変わります。**

支給額は、一つの支給対象月（一暦月）について、賃金の低下の割合に応じて次の額です。

賃金の低下の割合		支給額
支給対象月の賃金が「60 歳到達時等の賃金の月額」に比べ	61%未満に低下	支給対象月の賃金×15%
	61%以上 75%未満に低下	支給対象月の賃金×15%から逓減するように厚生労働省令で定める率

注①　支給対象月の賃金が、支給限度額（339,560円）を超えるときは、その支給対象月には支給されません。また、上記のように計算した額に支給対象月の賃金を加えた額が、支給限度額を超えるときは「支給限度額－支給対象月の賃金」が支給額となります。

注②　支給額として計算した額が、1,832円を超えないときは、その支給対象月には支給されません。

注③　60歳到達時等の賃金の月額は、445,800円を上限とし、68,700円を下限とします。

育児休業給付・介護休業給付の計算に用いる休業開始時の賃金日額の上限改定

	平成28年7月31日まで	平成28年8月1日以降
育児休業給付	14,210円	14,150円
介護休業給付	14,210円	15,550円

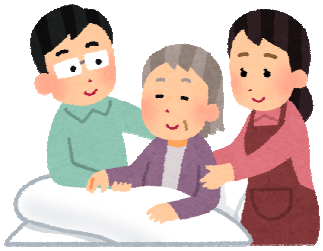

介護休業給付の上限は、これまでは、年齢に関係なく「30歳から44歳まで」の賃金日額の上限額を適用していましたが、今回の改定で「45歳から59歳まで」の賃金日額の上限額を適用します。

【例】賃金日額が15,000円の方の場合

●平成28年７月31日までに介護休業を取得した場合
→　上限額が14,210円のため、賃金日額は上限額の14,210円で計算します。

●平成28年８月１日以降に介護休業を開始した場合
→　上限額が15,620円のため、賃金日額は満額の15,000円で計算します。

育児休業給付･介護休業給付の支給率の改定

支給額は、一つの支給単位期間（休業開始日を基準として区切った１か月）について、次の額となります。

●育児休業給付
　休業開始時の賃金月額×50%（最初の180日目までは67%）＜変更なし＞
●介護休業給付
　休業開始時の賃金月額×**67%**　　＜従来の40%から増額＞

※休業開始時の賃金月額とは、「休業開始時の賃金日額×支給日数〔原則30日〕」をいいます。この休業開始時の賃金日額には、前述の14,150円（または15,550円）の上限が設けられています。

ポイント　**育児休業給付・介護休業給付の支給額が変わります。**

＜注意＞　休業中に事業主から賃金が支払われた場合、その金額によっては育児休業給付金（介護休業給付金）の支給額が減額または不支給となります。

		事業主から支払われた賃金が、「休業開始時の賃金日額に支給日数をかけた額」に対し	支給制限
育児休業給付	180日目まで	13%まで	減額なし
		13%を超えて80%未満	減額して支給
		80%以上	不支給
	181日以降	30%まで	減額なし
		30%を超えて80%未満	減額して支給
		80%以上	不支給
介護休業給付		13%まで	減額なし
		13%を超えて80%未満	減額して支給
		80%以上	不支給

ポイント　**給付金と賃金月額の合計が「休業開始時賃金日額×30日」の80%以内に収まるようにすると、従業員は働きながら育児休業給付金（介護休業給付金）の全部または一部を受給できます。**

☆　これらの給付の支給額の仕組みは複雑ですが、その仕組みを把握していれば、従業員の総収入（給付金の額＋賃金）が減らさずに、賃金やこれに付随する社会保険料等の支出を軽減することも可能です。

連載トピックス　雇用保険法等の一部を改正する法律が成立④

今回は、「雇用保険の適用の拡大」にスポットを当てます。

雇用保険の適用の拡大

●雇用保険の適用の拡大〔雇用保険法、労働保険料徴収法関係〕

改正の趣旨➡雇用者数、求職者数が増加傾向にある65歳以上の高年齢者について、生涯現役社会の実現の観点から、その雇用が一層推進されるよう、雇用保険の適用を拡大する。

改正前（現行）

- ○ 65歳以降に雇用された者は雇用保険の適用除外とする。
- ○ 同一の事業主の適用事業に65歳前から引き続いて雇用されている者のみ、高年齢継続被保険者として雇用保険を適用し、離職して求職活動をする場合に高年齢求職者給付金（賃金の50～80%の最大50日分）を1度だけ支給する。
- ○ 64歳以上の者については、雇用保険料の徴収を免除。

改正後

平成29年1月～

- ○ **65歳以降に雇用された者についても、高年齢被保険者として雇用保険を適用**し、離職して求職活動する場合には、その都度、高年齢求職者給付金を支給する（支給要件・内容は現行のものと同様。年金と併給可）。
- ○ さらに、**介護休業給付、教育訓練給付等についても、新たに65歳以上の者を対象**とする。

平成32年4月～

- ○ **雇用保険料の徴収免除を廃止して原則どおり徴収**する。

☆　現行は、65歳以降に新たに雇用した従業員については雇用保険の適用除外ですが、来年からは、週所定労働時間が20時間未満である場合などを除き、被保険者（高年齢被保険者）となります。
　また、平成32年度からは、64歳以上の者の雇用保険料の免除制度も廃止されます。

トピックス　厚生年金保険料が9月分（10月納付分）から引き上がります

厚生年金保険の保険料率が、今までの17.828%から0.354%引き上げられ、**18.182%**となります。この保険料率は**「平成28年９月分（10月納付分）から平成29年８月分（９月納付分）まで」**の保険料を計算する際の基礎となります（健康保険の保険料率については、同月からの改定はありません）。

なお、厚生年金の標準報酬月額等級については、平成28年10月から下限に1等級（88,000円）追加され、計31等級となります。

お仕事カレンダー 9月

9/10	●一括有期事業開始届の提出（建設業） 主な対象事業：概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億8,000万円未満の工事 ●8月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
9/30	●8月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ●7月決算法人の確定申告・翌年1月決算法人の中間申告 ●10月・翌年1月・4月決算法人の消費税の中間申告